RICOH サイバーセキュリティパック クラウドバックアップサービス　約款

第１条　（目的）

本約款は、リコージャパン株式会社またはリコージャパン株式会社が認めた販売店（以下、乙とします）がお客様（以下、甲とします）に対して提供するRICOH サイバーセキュリティパック クラウドバックアップサービス（以下、本サービスといいます。）に関し条件（以下、本条項といいます。）を定めるものとします。甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第２条　（用語の定義）

本条項において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本ソフトウェア	本サービスを実施するために必要な甲の対象デバイスにインストールするソフトウェア（Acronis Cyber Protect Cloud）のことをいいます。
認証アプリ	Microsoft Authenticatorを指します。
本管理サイト	本サービスの対象となる甲の対象デバイスの状態確認、本ソフトウェアの設定ができる管理Webサイトのことをいいます。
技術調査票 兼 導入準備シート事前環境調査票	本サービスの対象機器の設定情報が記載される乙所定の書面をいいます。
作業完了報告書	乙が本サービスの作業完了報告を甲へ行うために使用する、乙所定の書面をいいます。
本サービス契約	甲乙間にて成立する本サービスに関する契約をいいます。
申込書	甲が利用申込みをする際の乙所定の申込書面をいいます。
契約開始日	機器の導入日またはサービス案内メールに記載された日をいいます。
検収日	本サービスの開始のご案内メール送信日または訪問作業が終了した日をいいます。
契約終了日	甲または乙が相手方に対し、本サービス契約を終了する旨の意思決定をした日をいいます。
料金等	第 17 条（本サービスの料金等）に定めた料金をいいます。
データ等	対象デバイス、必要機器およびその他の甲が保有する機器に記録されたデータ等をいいます。
ID 等	本サービスの実施に必要となる全アカウント情報やパスワードおよび契約 ID をいいます。
資料等	本サービスの実施に必要な情報、甲のネットワーク状況および必要機器の設置状況が把握できる資料等を総称したものいいます。
秘密情報	第 31 条（機密情報保持）第 1 項に定めた情報
対象デバイス	乙が別途定めたシステム要件に記載されている、本サービスを利用するために必要な甲の機器をいいます。
スマートフォン	インターネット通信が可能な iOS または Android 端末を指します。
必要機器	本サービスを実施するための甲所有の機器をいいます。
データセンター	乙がサービスを提供するにあたり、甲に対して使用を許諾する、複数の契約者甲が共用する遠隔地のサーバー設備及びネットワーク設備をいいます。
管理サイト	本サービスにて提供される、インターネット接続にて使用する管理用のWebサイトをいいます。
インストール作業	対象デバイスへ本ソフトウェアをインストールする作業をいいます。
対象機器	本サービスにより、提供される本ソフトウェアがインストールされる甲保有のパーソナルコンピューター、サーバーをいいます。
利用者又はライセンシ	本サービス契約の当事者であるお客様をいいます。

第３条　（本サービスの提供条件）

1. 甲は、本サービスを受ける場合に必要機器の設置、機器への接続を甲の責任と費用負担により行うものとします。
2. 甲の有するインフラ環境および対象デバイス、環境その他条件が、別途定められたシステム要件に満たない場合には、本サービスの提供ができない場合があります。
3. 乙が甲に対して本サービスを提供するにあたり、甲は次の条件を満たしている必要があります。
   (1) 本ソフトウェアは、インターネット経由で更新されるため、対象機器がブロードバンド環境によるインターネット接続（以下、本ネットワークといいます。）を常時維持していること。
   (2) 本ソフトウェアをインストールするにあたり、本ソフトウェアのダウンロード用WebサイトのURL を、E-Mail にてご連絡するためおよび本サービスである通知サービス、その他本サービスに関わる送信のた

め、当該連絡および受信できる甲のE-Mail アドレスが存在し指定していること。

第４条　（本サービスの内容）

別紙２第2項をご参照ください。

第５条　（申込条件）

1　RICOH サイバーセキュリティパック みまもりサービスオプションを導入済である場合は、お申込みできません。（バックアップエラーが起こる恐れがあるため）

2　本管理サイトへログインするために認証アプリが使用できる甲所有のスマートフォンが必要です。

3　使用するスマートフォンに認証アプリがインストールされていない場合は、認証アプリをインストールする必要があります。

第６条　（本サービスの契約成立）

1. 甲は、別紙１に定める本ソフトウェアの使用許諾条件（以下、使用許諾条件といいます。）の内容に同意の上、乙が指定する手続に基づいて利用申し込みを行うものとします。
2. 乙は甲の利用申込を承諾した場合、速やかに乙が指定する方法により甲にその旨の通知を行うものとし、当該承諾の通知が発信されたときに、甲乙間において本サービス契約が成立するものとします。
3. 乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 別紙1 に定める本ソフトウェア使用許諾条件が満たされていない場合。
   (2) 甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   (3) 甲が、申込に際して虚偽の事実を報告した場合。
   (4) 甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
   (5) 甲について、第32条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   (6) その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第７条　（本サービスの提供範囲）

別紙２第３項をご参照ください。

第８条　（本サービスの提供外）

以下各号に定める作業及びサービスは、本サービスの対象外とし、乙はその実施につき何らその責任を負うものではありません。

1. 対象デバイスにおいては以下のとおりとします。
   (1) 以下の①から③のいずれかに起因する対象デバイスの障害または故障
      ① 対象デバイスメーカー指定外の媒体または消耗品等の使用
      ② 対象デバイスメーカーの定める使用環境以外での使用
      ③ 対象デバイスメーカーの保証が適用されない対象デバイスの不適正な使用、火災、水害、異常電流、甲による輸送もしくは乙または対象デバイスメーカー従業員（対象デバイスメーカーの委託先従業員を含みます。）以外の者により実施された改造または作業等
   (2) 消耗品および対象デバイスメーカーが別途定める特別保守部品等の提供およびそれらの交換作業
   (3) 対象デバイスに記憶されたデータおよび甲の保有するデータのバックアップ作業、並びに当該データが毀損および滅失した場合の修復作業
   (4) 本サービスの完了後における対象デバイスの不具合および甲の使用するソフトウェアに生じた不具合に対する復旧作業
   (5) 対象デバイスへのコンピュータウイルスの感染および外部からの不正アクセスに対する防御並びにコンピュータウイルス等に起因して対象デバイスまたは甲の使用するソフトウェアに生じた障害の復旧作業
   (6) データベース、プログラムおよびマクロ等の作成、追加および変更並びにこれら関わる支援作業
   (7) 乙により対象デバイスの保守部品が入手困難となった場合の対象デバイスの修理
   (8) 天災地変、その他の不測の事故若しくは甲の故意、過失または不正使用により生じた対象デバイスの障害の復旧作業
   (9) 対象デバイスにインストールされた OS 及び甲が使用しているソフトウェアに起因して生じた障害の復旧

作業
(10) ブータブルメディアの作成 および ブータブルメディアからの復旧作業
(11) 前各号の他、乙が本サービスの対象外と認める作業

本サービスは、対象デバイスから提供される各機能の完全な適用を保証するものではありません。

2. 本ソフトウェアにおいては以下のとおりとします。
(1) 理由の如何を問わず、本ソフトウェアに生じた障害の復旧作業
(2) 理由の如何を問わず、対象デバイスに生じた障害の復旧作業
(3) 対象デバイスに記憶されているデータのバックアップ作業
(4) 対象デバイスに記憶されているデータが損壊又は消失した場合の当該データの修復作業
(5) 本ソフトウェアのバージョンアップ及び更新プログラムへの変更作業
(6) 対象デバイスに感染したコンピュータウイルス等の駆除作業
(7) 導入時以外における対象デバイスへの本ソフトウェア以外のインストール作業
(8) 別紙２第３項に記載している内容以外の問合せサービスの提供
(9) 前各号のほか乙が本サービスの対象外と判断した作業

第９条　（本ソフトウェアの免責）

1. 乙は、本ソフトウェアの機能及び性能に関する正確性、完全性並びに甲の特定目的への適合性について何ら保証するものではありません。
2. 乙は、本ソフトウェアによりバックアップしたデータについて何ら保証するものではありません。
3. 乙は、本ソフトウェアに起因して生じる対象デバイス及び他のソフトウェアのいかなる障害について何らその責任を負うものではありません。

第１０条（本ソフトウェアの納入）

1. 乙は、利用申込書記載の利用希望日までに甲が指定するE-Mail アドレス宛に、本ソフトウェアのダウンロード用URLを送付します。利用日については、別途乙が発行するサービス案内メールにてご案内させていただきます。
2. 輸送障害、天災地変、その他乙の責めに帰すべからざる事由により本ソフトウェアの納入が遅れた場合、乙は、当該事由から生じた履行遅滞の責めを負わないものとします。
3. 甲は、乙より本ソフトウェアの納入を受けた場合は、速やかにこれの数量を確認するものとします。甲は、納入された本ソフトウェアの瑕疵または数量不足等を発見したときは直ちに乙に通知し、その対応を甲乙別途協議の上定めるものとします。なお、本ソフトウェアの瑕疵への対応及び責任範囲は、別紙1 本ソフトウェア使用許諾条件に定める内容に従うものとします。

第１１条（本サービス提供時間）

別紙2第2項をご参照ください。

第１２条（本サービス提供期間と自動更新）

1. 本サービスの提供期間は１ か月となります。
2. 甲が選択した本サービスの提供期間満了の 1 か月前までに、本サービスの提供を終了する旨乙に通知しない場合、甲が本サービスを継続して提供する旨の意思表示をしたものとみなし、本サービスの提供期間が、甲の選択している本サービスの内容に応じて１ヶ月自動更新されます。この場合、甲は、乙からの請求に応じて本サービスの１ヶ月の利用料金を支払うものとします。

第１３条（本サービス提供区域）

本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第１４条（本サービス実施者）

本サービスの実施を乙の社員が行います。

第１５条（乙による本サービスの変更）

乙は、理由の如何を問わず、本サービス及び本ソフトウェアの仕様を予告無く変更する場合があります。

第１６条（甲による本サービスの追加・変更）

甲は、本サービスの追加および変更を希望する場合は、その旨を乙に通知し、別途乙が指定する手続に基づいてサービスの追加および変更の依頼を行うものとします。なお、追加および変更された本サービスに関する契約については、第 6 条（本サービスの契約成立）の規定が適用されるものとします。

第１７条（本サービスの料金等）

1. 甲は、乙指定の利用申込書に記載された本サービスにかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等（以下、料金等といいます。）を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。
2. 甲は、本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、当該初期費用を乙に支払うものとします。
3. 料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、本サービス開始翌月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に支払うものとします。
4. 甲は、料金等を本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に、一括で支払うものとします。
5. 前項の規定の他、本サービスの実施場所が、乙のサービス要員の所在する場所より片道５０ｋｍ以上の距離で、かつ片道２時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。
6. 理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。
7. 本サービスの料金等に消費税が賦課される場合、甲は、かかる本サービスの料金等とこれに対する本サービス契約の成立時に有効な税率に基づく消費税相当金額を、併せて乙に支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。
8. 甲は、本サービスの料金等を遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年14.6％の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。
9. 料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、月額費用を、検収日の属する月の翌月から契約終了日の属する月の翌月まで毎月乙所定の支払い方法に従って、乙に支払うものとします。なお、第20条（乙による本サービス契約の解除）により、甲が本サービスの解除を申し出た場合、甲の当該月額費用の支払義務は、解除該当月まで発生するものとします。

第１８条（本サービス申込みのキャンセル解約）

甲は、理由の如何を問わず本サービスの利用申込後、第17条（本サービスの料金等）に基づく料金を支払い前に本サービス申込みをキャンセルすることはできないものとします。但し、第17条4項のとおり支払うことによりキャンセルできるものとします。

第１９条（本サービスの解約）

本サービスの解約は、甲が契約した本サービスの提供期間満了の1か月前までに、甲は乙が指定する手続に基づいて解約に関する申し出を行い、乙の解約手続きの完了をもって、解約することができるものとします。但し、本サービスの提供期間中に解約をした場合であっても、本サービスの料金等の返金はしないものとします。

第２０条（乙による本サービス契約の解除）

1　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしにただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 本条項に定める債務を履行せず、その他本条項に違反し、相当の期間を定めた催告にかかわらず、なお債務不履行その他の違反行為が是正されない場合。

(2) 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。

(3) 振出、裏書もしくは引受けた手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。

(4) 発生させた電子記録債権が支払不能となった場合、または電子記録債権取扱金融機関より取引停止処分を受けた場合。

(5)　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始を申立てられた場合。
(6)　定款違反、合併、総会の決議等による解散事由に該当した場合
(7)　資産・信用状態もしくは事業状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
(8)　監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
(9)　重大な背信行為があった場合。
(10)　その他本サービス契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。

2　甲は、前項第２号から第８号までのいずれかに該当した場合、ただちに乙に対してその旨を通知するものとします。

3　甲は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、乙による契約解除の有無にかかわらず、本サービス契約に基づき甲に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、ただちに弁済するものとします。

4　乙は、本条第１項の規定に基づき本サービス契約を解除した場合であっても、甲に対して損害賠償を請求することができるものとします。

5　乙は、契約開始日から検収日の間に、乙による合理的な対応をしたにもかかわらず、検収できないことが判明した場合、本サービス契約を解除できるものとします。

第２１条（本サービスの仕様変更）

乙は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの仕様の全部または一部を変更することができるものとします。

第２２条（本サービスの廃止）

1.　乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2.　前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、本サービス廃止日の事前に甲に対してその旨を通知するものとします。
3.　本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で本契約は終了し、全部を終了した場合は、本契約の全てが終了するものとします。
4.　乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２３条（本サービスの中止）

1.　乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2.　乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを中止することができるものとします。
3.　乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２４条（本サービスの停止）

1.　乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
(1)　支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの料金等の支払がなされない場合
(2)　本サービスの申込、及びその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
(3)　乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行う、又は同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合
(4)　乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合
(5)　本条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
(6)　明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
(7)　その他乙が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合

2.　乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。
(1)　本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合

(2)　乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合

3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。
4. 乙は、甲の管理する情報等が、本条第１項のいずれかに該当する場合は、甲に対し何らの通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第２５条（氏名等の変更）

甲は、その氏名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに乙が指定する方法によりその旨を乙に通知するものとします。

第２６条（データ等の責任）

1. 甲は、本サービスの実施にあたり、対象デバイスに記録されたデータ等について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なように適切な処置を講ずるものとします。
2. 乙が本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

第２７条（甲の協力）

1. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった本サービスの実施に必要な情報、技術調査票 兼 導入準備シート事前環境調査票の他、甲のネットワーク状況および対象デバイスの設置状況が把握できる資料等を用意し、これを乙に提示するものとします。
2. 甲は、前項により乙に提示した資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
3. 甲は、本サービスの実施に伴い乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所および対象機器の保守に必要な部品等の保管場所を無償で乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
4. 甲は、本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピュータ等の設備を無償で提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
5. 甲は、乙の保守要員が対象機器の保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
6. 甲は、乙が本サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象デバイスの停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
7. 甲は、対象デバイスの設置場所の移動、取り外しをするときは、事前に乙に通知するものとし、乙は、甲の費用負担において対象デバイスの移動に乙を立ち会わせるものとします。
8. 甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。
9. 甲は、対象機器の設置場所の環境等について、対象機器メーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象機器を使用するものとします。
10. 甲は、乙が本サービスを提供するにあたり必要なネットワーク環境の情報、または対象機器に関する情報を乙に提供するものとします。
11. 甲は、ID 等を自己の責任において管理するものとします。
12. 甲は、ID 等を漏洩、使用上の誤り、第三者による不正使用等により乙または第三者に損害が生じた場合には、これによって生じた一切の責任を負うものとします。
13. 甲は、対象デバイスの設置場所の環境等について、対象デバイスメーカー指定の状態に維持および管理するとともに、当該メーカー所定の使用方法に従って対象デバイスを使用するものとします。

第２８条（甲による必要機器の準備）

1. 甲は、必要機器を別途自ら用意するものとします。ただし、本サービスの提供内容の一部として機器の提供がある場合は、この限りではありません。また、乙は甲に対して必要機器の種類等を指定することができるものとします。
2. 甲は、必要機器の設置または、機器への接続を自己の責任と費用負担により行うものとします。
3. 甲は、必要機器の購入およびその設置、接続および設定等を、別途有償にて乙に依頼することができるものとします。

第２９条（甲の責任）

甲は、対象デバイスの障害発生に備え、甲の費用負担において以下の各号に規定する内容を実施する責任を負う

ものとします。なお、乙は、以下の各号について何ら責任を負うものではありません。
(1)　対象デバイス上で作業するソフトウェアのバックアップ
(2)　前号のソフトウェアにおいて作成され、保存されたデータのバックアップ
(3)　その他の記憶されたデータで、甲が必要であると判断したデータのバックアップ

第３０条（第三者の権利侵害）

本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が生じた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。但し、乙の故意または重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

第３１条（機密情報保持）

1. 甲および乙は、本サービスの履行に際し知り得た相手方の業務上の機密 （通信の機密を含む） を第三者に漏洩しないものとします。
2. 乙は、裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 甲は、本サービスの利用に関して、乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。
4. 本条の規定の他、個人情報の取扱いについては、別紙３「個人情報の取り扱いに関する規約」によるものとします。

第３２条（反社会的勢力との関係排除等）

1　甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいいます。）若しくは業務従事者又は本サービス契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
(1)　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して反社会的勢力といいます。）であること
(2)　反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
(3)　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(4)　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
(5)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
(6)　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2　甲及び乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3　甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
(1)　反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
(2)　自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
①　詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
②　事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
③　相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
④　相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること
4　甲又は乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲又は乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第３３条（損害賠償責任）

1. 甲は、乙の本サービス契約違反による損害を被った場合に限り、甲が損害を被った対象機器について支払った本サービスの利用料金相当額を上限として、現実に生じた通常の直接損害について賠償請求できるものとします。なお、甲が本条項により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から６ヶ月間に限られるものとします。
2. 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、若しくは損失等、又はその他本サービスに関連して発生し

た（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意又は過失により発生した場合も含む。）甲又は第三者の損害、及び権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。但し、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。

3. 甲が本サービス契約に違反、不正行為、または甲の責めに帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。
4. 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲の業務に生じた業務中断、遅延、機会損失、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第３４条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。但し、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第３５条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第３６条（協議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

第３７条（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

別紙１ 本ソフトウェア使用許諾条件

第１条　ソフトウェアの利用

1　本ソフトウェア ライセンス契約（「本契約」または「EULA」）は、Acronis ソフトウェア（「本ソフトウェア」）の利用について規定するものです。ACRONIS INTERNATIONAL GMBH（「ACRONIS」または「ライセンサ」）は、「ライセンシ」、または「利用者」が本契約のすべての条件に同意することを条件として本ソフトウェアのライセンスを付与し、また該当する ソフトウェアに関しては利用者にサポートおよびメンテナンス サービス（「サービス」）を提供します。

2　本契約は、原則として、ACRONIS が利用者へ提供する 本ソフトウェア向けのあらゆるアップデートもしくはサービスまたは本サービスに適用されますが、これらのアップデートまたはサービスに本契約以外の条件が適用される場合は、この限りではありません。

3　利用者は、「本契約に同意します」のクリック、本ソフトウェアのダウンロード、インストールおよび/もしくは利用、または本サービスの利用のいずれかを行った時点で、本契約に規定のすべての条件を読んだ上でこれに同意していること、ならびに利用者が前述のいずれかを行うと、利用者と ACRONIS の間に、 法的強制力および拘束力を有する契約が成立することに同意しているものとみなされます。

4　本契約のすべての条件に同意できない場合、利用者は、本ソフトウェアの利用権を取得できないため、直ちに本ソフトウェアの利用を中止して、関連するすべてのソフトウェアおよびファイルを削除してください。

第２条　ソフトウェアライセンスの付与

1. 本ソフトウェアに関して支払うべきすべてのライセンス料の支払いが行われた時点で、本契約の条件に従い、ライセンサは所定のライセンスを付与し、ライセンシは所定のライセンスを取得します。
2. このライセンスは、本契約の条件に従ってのみ本ソフトウェアを利用することを許諾内容とする、非独占的かつ移転および譲渡不能（ただし、この移転および譲渡の制限は、現地の法律がこれを禁止していない場合に限り有効となります）限定ライセンス（「ソフトウェアライセンス」）となります。
3. 本ソフトウェアは、所定のライセンス料を支払って購入したソフトウェアライセンスの対象となる特定数のマシンまたは仮想環境にのみインストールおよび/または導入してください。なお、シングルソフトウェアライセンスを購入した利用者は、https://www.acronis.com/company/licensing/ に掲載されている「Acronis のライセンスポリシー」に別段の定めがない限り、1 つの物理マシンまたは仮想環境でのみ本ソフトウェアを利用できます。
4. 利用者のソフトウェアライセンスが、1 つの物理マシンまたは仮想環境でのみ本ソフトウェアを利用できるライセンスの場合、利用者は、転送元のマシンにインストールされている本ソフトウェアを完全に削除して当該マシン上での以後の利用を中止すれば、新たなマシンにソフトウェアライセンスを移転できます。複数のマシンに本ソフトウェアを導入したい利用者は、導入先に応じて追加のソフトウェアライセンスを購入してください。

第３条　ライセンスの範囲

1. 本契約で用いられる「購入」という表現にかかわらず、本ソフトウェアは、本契約に従ってその利用が許諾されるものであり、販売されるものではありません。本契約の目的は、本ソフトウェアの限定ライセンスの付与のみ

であり、本ソフトウェアもしくは付帯する知的財産権のすべてもしくは一部分の移転、または売却ではありません。

2. 利用者は、本ソフトウェアおよび本サービスならびに関連するあらゆる資料およびサービスに付帯するあらゆる権利、権原および受益権を Acronis またはライセンサが保有することについて認めるものとします。
3. 前述の権利等には、本ソフトウェアおよび本サービス、または本ソフトウェアもしくは本サービスを通じて/に関連して提供されるソフトウェアもしくはコンテンツと、これらのあらゆる機能、アップデート、リリース、改良、バグ修正、次善策、パッチや関連するあらゆる文書および製品パッケージのオリジナル版ならびにあらゆるコピー、一部分、抽出物、選択物、調整物、翻案物、編集物および派生物に付帯する、仕組み、構成およびソースコードに関する権利や、世界中で有効なあらゆる著作権、特許権、営業秘密および他の知的財産権が含まれますが、これらに限定されません。
4. 本契約において付与されるライセンスを除き、Acronis は、本ソフトウェアおよび本サービスに関するすべての権利を留保し、本契約に明示されていないいかなるライセンスも付与しません。
5. Acronis は、本ソフトウェア（機能および関連サービスのすべてを含む）のオリジナルおよびすべてのコピーおよびその一部、ならびに関連する文書、製品パッケージのすべてに関わる著作権、特許権、営業秘密および他の知的財産権のすべての唯一の所有権を世界中で保持します。
6. 本契約は、利用者に提供される可能性のある本ソフトウェアのすべてのアップデート、アップグレード、リリースまたは改良に適用されます。
7. 本ソフトウェアには、米国特許によって保護されている特定の技術が含まれます。特許の一覧は、https://www.acronis.com/company/ipnotice.html をご参照ください。
8. 利用者は、以下に掲げる行為を自ら行わないこと、他者に行わせないこと、または他者による以下に掲げる行為を承認もしくは容認しないことについて同意するものとします。
   (1) 本ソフトウェアまたはその一部分、抽出物、選択物、調整物、翻案物、編集物もしくは派生物について、サードパーティへのサブライセンスの付与、リース、賃貸、貸与、移転または頒布を行うこと。
   (2) 本ソフトウェアについてエラー訂正、変更、翻案、翻訳もしくは派生物の作成を行うこと。
   (3) 本ソフトウェアの逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブルもしくは他の方法で本ソフトウェアからソースコードを引き出そうとすること、本ソフトウェアを人間が読み取ることのできる形式にすること、または何らかの方法で、本ソフトウェアもしくは本ソフトウェアに含まれている/本ソフトウェアを使って生成されたファイルのソースコードかその基幹をなすアイデア、アルゴリズム、ファイル形式またはプログラミング/相互運用性インターフェースを再構築もしくは発見しようとすること。ただし、この制限条件にかかわらず、ライセンサから書面による明示的な事前承認を得ることなくこれらの行為を行うことを適用法が明示的に認めている場合は除きます。また前述の行為の成果物は派生成果物となり、その所有権はライセンサのみに帰属します。
   (4) 他のアプリケーションでの利用を目的として、本ソフトウェアのファイルに含まれているデータを復号するか、当該ファイルの一部分を抽出すること。
   (5) 本ソフトウェアに付されているもしくは含まれているか、本ソフトウェアを使って/通じてアクセスする、Acronis もしくはサードパーティの製品名、商標権表示、特許権表示、著作権表示、財産権に関する他の表示または所有権の帰属に関する説明文を削除、隠蔽または変更すること。
   (6) Acronis から書面による明示的な承認を得ることなく、本ソフトウェアを使ってサードパーティ向けのサービスを自ら実施するか、他者による実施を認めること。なおこのサービスは、サービスビューロとしてのサービス、タイムシェアリング方式のサービスもしくは他の方式のサービスのいずれであるかを問いません。
   (7) 本ソフトウェアと関係のあるあらゆる情報源から得たパフォーマンス情報もしくは分析結果（ベンチ

マークを含むが、これに限定されない）を公開すること。利用者は、取得したライセンスの対象となる本ソフトウェアへのアクセス権を有する利用者の関連会社、従業員、代理人およびサードパーティの行為について責任を負うものとします。

9. 本ソフトウェアには特定のサードパーティのコードが付帯する場合があります。サードパーティのコード本契約の条件とは異なるライセンス条件に従う限り、利用者はかかるコードに付随するライセンス条件を https://kb.acronis.com/content/7696 、およびルートインストールディレクトリ内の license.txt ファイルで確認することができ、これらの条件がかかるコードの使用方法を規定します。

第４条　本ソフトウェアのアップデート、サポートおよびメンテナンス

1 本ソフトウェアを Acronis に登録した利用者は、以下に掲げるものの提供を受けられます。
   (1) 本ソフトウェアの「パッチ」リリースまたは「ドット」リリース。
   (2) Acronis が自社の顧客全般に提供する他の電子サービス（本ソフトウェアに関する一般的な質問への回答を見つけるのに役立つナレッジベース等)。本ソフトウェアを無断で変更すると、本条件が無効となります。
2 前項に関わらず、Acronis Backup Cloud ライセンスの場合、Acronis Backup Cloud のサポートおよびメンテナンスは Acronis Backup Cloud ライセンスを直接購入した販売店から提供されます。

第５条　許される用途および行為

1 本ソフトウェアまたは本サービスを登録および/または利用した利用者は、以下に掲げる事項について表明および保証したこととなります。法的拘束力のある契約を締結し、本契約を遵守するのに必要な法的能力と権限を有していること。
2 ならびに本契約およびあらゆる適用法に従ってのみ本ソフトウェアおよび本サービスを利用すること。
3 個人が事業体または組織に代わって本ソフトウェアまたは本サービスを登録または利用する場合、当該個人は、当該組織に代わって本 EULA に同意し当該組織に本 EULA を遵守させる正当な権限を有することについて、Acronis に対し、保証、表明および約束するものとします。
4 本ソフトウェアおよび本サービスは、本ソフトウェアおよびサービスに関する契約を締結するのに必要な、適用法に基づく法的能力と権限を有する個人または組織が合法的に利用することのみを想定して提供されます。
5 Acronis は、提供を受ける者が未成年者の場合または適用法が禁じている場合、本ソフトウェアまたは本サービスを提供しません。
6 以下に掲げる条件は、前述の条件の一般性を制限することなく、適用されます。
   (1) 利用者は、本ソフトウェアが米国および他国の輸出規制の対象となる可能性があることを認め、これに同意するほか、米国の輸出関連法規と他国の輸出入関連規制のすべてを遵守することに同意するものとします。また利用者は、本ソフトウェアもしくは本サービスまたはいずれかの直接製品のいかなる部分についても、米国から以下に掲げる国/者への持ち出しもしくは輸出を自ら行ったり、サードパーティによるこれらの行為を認めたりしてはならないほか、以下に掲げる国/者への当該部分の輸出もしくは再輸出を認めてはならないものとします。
   (2) 禁輸措置対象国もしくはテロ支援国家（またはいずれかの国の国民もしくは居住者)。
   (3) 米国商務省の輸出禁止対象者リストもしくは米国財務省の特別指定国民リストに記載されている者。
   (4) 当該輸出もしくは再輸出が制限されているか禁止されている国、または米国政府もしくはその機関が輸出に先立ち許認可もしくは他の政府承認を取得するよう求めている国（ただし、輸出もしくは再輸出に

先立ち当該許認可もしくは承認を得ていない場合に限る)。要求される輸出承認および/または許認可を取得し関連するすべての費用を負担する責任と、米国の輸出関連法規に反する行為についての責任は、利用者のみが負うこととなります。

(5) 利用者が以下の市民、国民、および/または居住者または政府管轄下にある場合、本ソフトウェアおよび/またはサービスを使用することができません：キューバ、イラン、スーダン、北朝鮮、シリア、またはこれ以外の米国の輸出禁止対象国利用者は、本ソフトウェアまたは本サービスを利用するたびに、以下に掲げる事項について表明、保証および約束したこととなります。

(6) 利用者は、米国が輸出を禁止している国の市民、国民または居住者ではなく、当該国の政府の管理下にないこと。

(7) 利用者は、前述の国または当該国の市民、国民もしくは居住者へ直接もしくは間接的に輸出もしくは再輸出することを目的に本ソフトウェアをダウンロードしないこと、または当該輸出もしくは再輸出を行わないこと。

(8) 利用者は、米国財務省の特別指定国民、特別指定テロリストおよび特別指定麻薬密売人に関するリスト、米国国務省の法定禁輸対象者リスト、または米国商務省の禁輸対象者リスト、禁輸対象団体リストもしくは未証明者リスト/輸出禁止対象者リストに記載されていないこと。

(9) 利用者は、前述のリストの被掲載者へ直接もしくは間接的に輸出もしくは再輸出することを目的に本ソフトウェアをダウンロードしないこと、または当該輸出もしくは再輸出を行わないこと。

(10) 利用者は、米国の連邦法もしくは州法が禁止している用途（大量破壊兵器である核兵器、化学兵器または生物兵器の開発、設計または製造を含むが、これらに限定されない）に本ソフトウェアを利用せず、当該利用を認めないこと。

(11) 本ソフトウェアおよび本サービスは、前述の法律に直接もしくは間接的に反する方法で輸出されないこと、または本ソフトウェアもしくは本サービスは、前述の法律が禁止している用途（核兵器、化学兵器もしくは生物兵器の拡散を含むが、これらに限定されない）に利用されないこと。

(12) 利用者は、児童ポルノ、または米国、スイス、シンガポールおよびライセンシの居住国の関連法に基づき違法である他のコンテンツもしくはデータの生成、保存、バックアップ、頒布かこれらへのアクセスの提供を目的に本ソフトウェアもしくは本サービスを利用しないこと、または他者に対し当該利用を認めないこと。

7. 利用者が暗号化を選択した場合、Acronis はファイルを解読できません。

8. データの保存場所は利用者が選択します。利用者は、選択したデータセンターの所在地の法律が利用者の所在地の法律と異なる場合があることを理解しているものとします。Acronis は、利用者が存在する管轄地域の法律及びデータが保存されているデータセンターが存在する管轄地域の法律を遵守します。各国の訴訟当事者、法執行機関、裁判所および他の政府機関が、各地域の法律に規定の条件に基づき、自らの管轄区域内に保存されているデータへアクセスする権利を持っており、Acronis または Acronis の関連会社がこのような国に置かれているサーバーや他の装置を使って Acronis Backup Cloud およびプラットフォームを提供することを利用者は認めるものとします。また Acronis は、利用者のデータに児童ポルノまたは他の禁止されているコンテンツもしくはデータが含まれているか、当該データが違法な用途に利用されているという疑いもしくは確信を持った場合、政府機関に対し当該データへのアクセスを認めることができます。

9. Acronis は、本ソフトウェアもしくは本サービスを、Acronis が想定していない方法または法律もしくは本契約に反する方法で利用しているとみなした/利用しているという疑いを持ったライセンサもしくは他のユーザーによる本ソフトウェアもしくは本サービスの全部もしくは一部分の利用およびそれらへのアクセスを、自らの判断で拒否する絶対的かつ一方的な権利を持ちます。なおこの拒否には、ライセンシまたは他のユーザーが保有している Acronis アカウントおよび本ソフトウェアまたは本サービスの利用許諾の効力を一時停止するか消滅さ

せることが含まれますが、これらに限定されません。

第６条　プライバシーおよびデータの保護

1. 本契約に別段の定めがない限り、本ソフトウェアには、https://www.acronis.com/ja-jp/company/privacy/ に掲載されている Acronis のプライバシーポリシーが適用されます。Acronis は、データの削除、紛失または保存失敗に対していかなる責任も負いません。Acronis は、本サービスおよび/または本サービスを通じて送信もしくは保存されたデータを監視する義務を負いません。
2. Acronis はデータプライバシー、およびデータが保存される裁判管轄に適用されるその他のデータ保護要件に矛盾しない権利を留保し、また、適用される法律、規制、法的手続き、または政府の命令によって義務付けられる場合、ユーザーデータまたはその他の情報を公開しますが、これはそれらの法律、規制または命令の遵守に必要な範囲に限定されます。
3. 法律またはその他の命令によって禁止されている場合を除き、Acronis は要求または要請のあった情報公開に関する合理的な通知を利用者に提供し、かかる情報公開を法律によって許容される範囲に制限するよう合理的な協力を行います。
4. 利用者は本契約にしたがって提供されるサポートサービスが利用者の居住国以外から提供される可能性があることを認め、これに合意します。
5. 米国のみから提供されるサポートを利用者が望む場合、かかるサービスは利用者が追加費用を負担することで提供可能です。

第７条　秘密保持

1. 本ソフトウェアおよび本サービスは、ライセンサの営業秘密（適用法の定義に基づく）を含んでいるライセンサの専有物です。ライセンシは、本ソフトウェアおよび本サービスの秘密性を保持し、自らの最も重要な専有情報に対して払うのと少なくとも同等の注意（いかなる場合でも相当の注意以上の注意）を払って本ソフトウェアおよび本サービスの開示を防ぐものとします。ライセンシは、本契約に基づき明示的に付与された権利を行使するために本契約で認めている 5 条 6 項で認められている従業員または他の当事者以外の人物に対して、いかなる目的でも、本ソフトウェアもしくは本サービスまたはこれらの一部分を開示するか、これらへのアクセス権を提供しないものとします。

第８条　保証

1. Acronis が本ソフトウェアを有形メディアの形態で利用者に提供する場合、Acronis は、本ソフトウェアの収録に使用するメディアは通常の方法で利用する限り瑕疵が生じないものであることを、引渡日から 90 日間保証します。
2. 保証期間内に、当該メディアに瑕疵が生じ Acronis へ返品された場合、Acronis は、該当メディアを無償で交換します。
3. また Acronis は、自らが引き渡す本ソフトウェアは、自らが提供するソフトウェア関連文書の内容に従って利用する限り、本ソフトウェアとともに提供するソフトウェア関連文書の内容に反しないものとなることを、引渡日から 90 日間保証します。
4. 保証期間中に、本ソフトウェアが本条の保証事項に反するものとなり、利用者からその旨の報告を受けた場合、Acronis は、自らの判断で以下に掲げるいずれかを行います。

(1)　該当する本ソフトウェアを修理する。

(2)　該当する本ソフトウェアを、実質的に同じ機能を有する別のソフトウェアと交換する。なお、本ソフトウェアの利用中における不測の事故や、本ソフトウェアの乱用、無断修理もしくは変更、改良または不正利用等に起因する瑕疵は、本条に規定の保証の対象となりません。ベータ版、プレビュー、トライアル、これらに類似のラベルのついた機能(第 15 条)については、明示暗示を問わず保証の対象となりません。また本項に規定の保証は、ACRONIS が本条に規定の保証に反する製品等を提供した場合に利用者が請求できる唯一かつ排他的な救済となります。

第９条　保証の放棄

1　利用者は、Acronis およびサードパーティのソフトウェアおよびサービスを自己責任で利用することと、これらのソフトウェアおよびサービスの品質、性能、正確性ならびに効果が利用者にとって納得できる水準に達しないリスクを許容することについて認め、これに同意するものとします。

2　ACRONIS のソフトウェアおよび本サービスは、適用法に基づき許される範囲内で、前述の第 8 条に規定されるメディアに関する限定保証を除き、いかなる保証も付帯せず「現状有姿」で提供されます。

3　Acronis および前述のサードパーティは、法律に基づき許容される範囲で、あらゆる明示保証、黙示保証ならびに法定保証を明示的に放棄します。

4　なおこの保証には、商品性、満足できる品質、特定目的への適合性、知的財産権の非侵害、第三者ソフトウェア、スパイウェア、アドウェア、クッキー、メール、文書、広告などのフィルタリング、無効化、削除による第三者権利の非侵害に関する保証が含まれますが、これらに限定されません。

5　本ソフトウェアは、利用者の判断および自己責任でダウンロードおよび/または利用してください。本ソフトウェアの利用等により利用者のコンピュータシステムが受けた被害またはデータ喪失については、利用者が責任を負うこととなります。

6　Acronis は、本ソフトウェアもしくは本サービスに含まれる機能が利用者の要求を満たすこと、本ソフトウェアもしくは本サービスに中断もしくはエラーがないこと、または本ソフトウェアもしくは本サービスの欠陥が是正されることについて保証もしくは表明しません。

7　また利用者は、州および国ごとに異なる可能性のある保証に関する他の権利を取得する場合もあります。

8　両当事者は、本条項に定められる制限は重要であり、ライセンシはこれらの条件に同意しない限りソフトウェアを使用する権利を持たないということに同意します。

9　本条項は、本契約に定められる救済がその目的を果たせないことが判明した場合でも効力を維持します。

第１０条　責任の制限

1　いかなる場合においても、ACRONIS もしくはその関連会社（サプライヤ、再販売業者もしくはパートナーを含みます）または各社の幹部、従業員、株主もしくは請負業者は、利用者による ACRONIS のソフトウェアおよびサービスの利用もしくは利用不能または本契約に起因するか関連する人身傷害またはあらゆる種類の偶発的損害、特別損害、直接的損害または間接的損害（逸失利益、データ喪失、事業中断または他の業務上の損害もしくは損失を含みますが、これらに限定されません）についていかなる責任も負いません。

2　なおこの免責条件は、当該責任がいかなる種類の責任（約定責任、不法行為責任または他の責任）であっても適用されるほか、前述の当事者が前述の損害が生じる可能性について事前に告知されていた場合であっても適用されます。いかなる場合でも、ACRONIS またはその関連会社があらゆる損害について利用者に対し負うべき責任の総額は、該当する損害の発生事由が生じた日の直前 12 ヵ月間において利用者が本ソフトウェアおよび/または本サービスに関して ACRONIS に支払った金額を上限とします。

3　なお ACRONIS は、無償で提供した本ソフトウェアおよび本サービスについては利用者に対しいかなる責任も

負いません。上記は、関連する違反行為に関して利用者が請求できる唯一かつ排他的な救済となります。

4　人身傷害に対する責任の制限、または偶発的損害、間接的損害もしくは直接的損害に対する責任の免除に関する条件は、適用法に基づき許される範囲内でのみ適用されます。

5　なお前述の放棄および制限に関する条件は、利用者が本ソフトウェア、アップデートまたはアップグレードを受け入れるかどうかを問わず適用されます。

6　両当事者は、本条項に定められる制限は重要であり、ライセンシはこれらの条件に同意しない限りソフトウェアを使用する権利を持たないということに同意します。

7　本条項は、本契約に定められる救済がその目的を果たせないことが判明した場合でも効力を維持します。

第１１条　政府がエンドユーザーの場合

1　直接、間接の政府エンドユーザーに関しては、第 5 条および第 6 条にかかわらず以下が該当します。

(1)　本契約は、米国政府またはその代理組織が直接または間接的に調達するすべての本ソフトウェアおよび本サービスに適用されます。本ソフトウェアおよび本サービスは、米国連邦調達規則（FAR）セクション 12.212 に定義されている市販品および市販サービスに該当するもので、政府は、FAR セクション 52.227-19 および米国国防総省連邦調達規則附則（DFARS）セクション 227.7202 の該当する条項ならびにこれらの後継条項に定義されている制限付権利を取得することとなります。米国政府による利用、複製または開示は、本契約の条件に従ってのみ行う必要があるほか、これらの行為には、市販コンピュータソフトウェアについて政府が取得する制限付権利に関する条項である FAR セクション 52.227-19 のサブパラグラフ（c）に規定の制限が適用されます。

(2)　利用者はデータのデフォルトロケーションとして米国を選択済みで、利用者が居住し、データが存在する場所で適用される米国連邦法を Acronis が遵守することを理解しています。その結果、Acronis とその関連会社がサーバーおよび他の機器を使用して Acronis Backup Cloud および米国内にのみ存在するプラットフォームを提供すること、そして、この場合、米連邦訴訟当事者、法執行機関、裁判所、その他の米国政府機関が利用者のデータにアクセスする権利を有することを利用者は認めます。また Acronis は、利用者のデータに児童ポルノまたは他の禁止されているコンテンツもしくはデータが含まれているか、当該データが違法な用途に利用されているという疑いもしくは確信を持った場合、米国連邦政府機関に対し当該データへのアクセスを認めることができます。

(3)　Acronis は米連邦政府のデータプライバシーおよびその他のデータ保護要件に矛盾しない権利を留保し、適用される米連邦法、規制、法的手続きまたは政府の命令によって義務付けられている場合、ユーザーデータまたはその他の情報を開示しますが、この場合米国連邦法、規制、命令を遵守するために要求される範囲に限ります。米連邦法またはその他の命令によって禁止されている場合を除き、Acronis は要求または要請のあった情報公開に関する合理的な通知を利用者に提供し、かかる情報公開を法律によって許容される範囲に制限するよう合理的な協力を行います。利用者は、本契約に基づいて提供されるサポートサービスが米国からのみ提供されることを認め、これに合意します。

(4)　両当事者は、本契約には米国政府エンドユーザーが立法、行政、司法各当局の判決または強制力に従うことに同意すると解釈されるものはなにもないことを認めます。米国連邦調達規則または適用可能な米連邦法に矛盾するライセンス条項は本契約では強制力がありません。

第１２条　Acronis Cyber Protect の契約条件

ソフトウェアに Acronis Cyber Protect が含まれる場合、以下の条件が適用されます。

(1) Acronis Cyber Protect を通常に使用していた場合でも、ロックまたはワイプコマンドの実行、テンポラリファイル、レジストリキーまたはブラウザデータの削除、ファイルスキャン、リモートエンドポイント監視、インターネットトラフィックの傍受や監視、または Acronis Cyber Protect のその他の機能によって、アクセス制限、データ損失、プライバシーの喪失などが発生することがあります。これと異なる定めがある場合でも、Acronis はかかるアクセス制限、データ損失、プライバシーの喪失に関する損害について責任を負いません。

(2) Acronis Cyber Protect には Acronis が第三者から使用許諾を受けた技術が含まれます。この第三者が Acronis への技術ライセンスを停止した場合、Acronis Cyber Protect の一部機能(シグネチャを使ったウイルス対策、URL フィルタリング、クラウド判定チェック、リモート接続(リモートデスクトップ)、Linux 脆弱性評価機能など)が利用できなくなることがあります。本契約にこれと異なる定めがある場合でも、Acronis はかかる機能の喪失に関する損害について責任を負いません。

(3) 特定のサードパーティセキュリティ製品は Acronis Cyber Protect と互換性がありません。インストール中、Acronis Cyber Protect はこのようなサードパーティセキュリティ製品をアンインストールまたは無効化することがあります。このようなサードパーティセキュリティ製品を Acronis Cyber Protection が無効化またはアンインストールできなかった場合、ライセンシが手作業で無効化またはアンインストールしなければならないことがあります。

(4) Acronis Cyber Protect の管理者権限を持つユーザーは、Acronis Cyber Protect で保護されるデバイスの使用を干渉または監視することができます。ライセンシは必要な権利や許可を得た場合のみこの機能を使用することをここに表明し保証します。

(5) Acronis Cyber Protect のパッチ管理機能には、Acronis Cyber Protect がインストールするサードパーティのパッチおよびアップデートに関連するサードパーティ契約条件に自動的に同意する機能が含まれています。ライセンシは、Acronis がライセンシの代理としてこれらのサードパーティ契約に同意することを許可します。

(6) ACRONISCYBERCLOUD はフォールトトレラントではなく、フェイルセーフ機能を必要とする危険な環境での使用を想定して設計されていません。ACRONISCYBERCLOUD は、航空機の航行、原子力施設、通信システム、兵器システム、直接的または間接的生命維持システム、航空管制、または失敗した場合に死亡、傷害事故や物的損害が発生するような使用方法には用いられません。

(7) Acronis Cyber Protect の特定のコンポーネントや要素はサードパーティの使用許諾に基づいており、サードパーティがこれらの所有権を有するため、これらのサードパーティが本契約の第三者受益者となり得ることをライセンシは認識します。

(8) 要求された場合、ライセンシは、当事者間で合意した通りのサーバー数、コピー数、システム構成、およびサイト（該当する場合）で Acronis Cyber Protect を使用していることを書面で保証します。ライセンシは、Acronis またはそのライセンシ(またはその代理をする独立監査人)が、ライセンシが本契約を順守していることを確認するためにソフトウェアの使用状況を監査することに同意します。これらの監査は適切な事前通知をもって、通常営業時間内に年 1 回のみ行われます。

(9) ライセンシは、Acronis がサードパーティからライセンス供与を受けている Acronis Cyber Protect の機能を使って第三者に利益を供与してはならないものとします。

第１３条　雑則

1 本契約は、抵触法の規定を除き、また国際物品売買契約に関する国連条約にかかわらず、米国マサチューセッツ州の各法に準拠します。また本契約に基づく訴訟は、マサチューセッツ州の連邦裁判所または州裁判所のみへ提

起するものとします。Acronis が本契約に基づく権利を行使しなかったか、本契約の条項の遵守を強制しなかった場合でも、当該権利または強制を放棄したことにはなりません。

2　本契約のいずれかの条項に基づく権利の放棄は、Acronis の署名のある書面をもって行われる場合にのみ有効となります。何らかの理由により、管轄権を有する裁判所が本契約のいずれかの条項または部分について強制力がないと判断する場合においても、本契約の残りの条項は有効に存続します。

3　Acronis プライバシーポリシーおよび Acronis ライセンシングポリシーに対する最新のおよび今後のあらゆる改訂を含んでいる本契約（いずれも随時改訂される可能性があります。詳しくは、https://www.acronis.com/ja-jp/legal/ をご参照ください）は、本契約の締結目的たる事項に関する両当事者のあらゆる合意事項を含む唯一の法的文書であり、本契約の締結前にまたは締結と同時に書面または口頭にて行われた、当該事項に関するあらゆる約束または合意に優先し、これらに置き代わるものとなります。利用者は、Acronis から書面による事前承認を得ることなく、本契約に基づく利用者の権利または義務をサードパーティに譲渡してはなりません。

4　Acronis は、本契約を自由に譲渡できます。なお前述の条件に反する譲渡または移転は無効となります。本 EULA の終了をもって、ライセンシは直ちにソフトウェアの使用を終了し、システムからソフトウェアを削除します。第 3 条（ライセンスの範囲）、第 5 条（許される用途および行為）、第 6 条（プライバシーおよびデータの保護）、第 7（条秘密保持）、第 9 条（保証の放棄）、第 10 条（責任の制限）、第 13 条（雑則）及びその性質から EULA の終了や満了後も効力を維持することが意図されている条項については終了後も効力を維持します。

第１４条　本契約の変更

1　Acronis は任意の参照ポリシーまたはその他の文書を適時修正することができます。弊社が本契約に対して重要な変更を行った場合、変更を Web サイトに投稿する、または利用者の主要な電子メールアドレスにメールすることによって、利用者に通知します。本契約に対するいかなる変更も新規のエンドユーザーに対して直ちに有効になり、一方、既存のエンドユーザーに対しては、電子メールでの通知後 30 暦日または Web サイト投稿後 30 暦日の早いほうに変更が有効になります。

2　Acronis はいかなる時点においても、ソフトウェア、サービス、パーツ、個々のコンポーネント(「機能」)に対するライセンス料の課金を独自の裁量で導入することができます。これらの機能についてそれまで個別に課金されていたかどうかは問いません。

別紙２ バックアップサービスに関する規約

1.　対象デバイスにおける動作条件

※本サービスにより、提供される本ソフトウェアが連携される乙保有の別途定められたシステム要件に記載されているサービスをいいます。

2.　対象サービス

1.　本サービスは、クラウド上のバックアップ領域をご提供する商品です。乙が甲に対して提供されるサービスは以下の種類で構成されます。

《エントリープラン および スタンダードプラン共通》

Type		提供メニュー	提供内容	提供時間
標準	初期	初期導入 テナント作成	・初期導入時のテナントおよびポータルアカウントを作成 ・サービス開始案内メールを送信	月～金　9：00～17：00（土日祝日及び年末年始等のRJ 指定日を除く）
標準	月額	ストレージ使用料（１００ＧＢ）	・クラウドストレージ（容量 100GB） ・ヘルプデスク ・MSP ポータル管理	
ｵﾌﾟｼｮﾝ	月額	５０ＧＢ追加（２５０ＧＢ以下）	・クラウドストレージ（容量 50GB 単位での追加）	
ｵﾌﾟｼｮﾝ	月額	５０ＧＢ追加（２５０ＧＢ以上）	・クラウドストレージ（容量 50GB 単位での追加）	
ｵﾌﾟｼｮﾝ	初期	エージェントインストール（ＰＣ）	・パーソナルコンピューターへのエージェントインストールおよびバックアップ設定	
ｵﾌﾟｼｮﾝ	初期	エージェントインストール（ＳＶ）	・サーバーへのエージェントインストールおよびバックアップ設定	
ｵﾌﾟｼｮﾝ	初期	訪問基本	・オンサイト作業時の訪問料金	

《エントリープランのみ》

Type		提供メニュー	提供内容	提供時間
ｵﾌﾟｼｮﾝ	初期	容量変更	・ストレージ容量変更時のテナント設定変更（増減） ・変更案内メールを送信	月～金　9：00～17：00（土日祝日及び年末年始等のRJ 指定日を除く）

《スタンダードプランのみ》

Type		提供メニュー	提供内容	提供時間
ｵﾌﾟｼｮﾝ	初期	容量・数量変更	・ストレージ容量変更時のテナント設定変更（増減） ・ライセンス（PC/SV）の設定変更（増減） ・変更案内メールを送信	月～金　9：00～17：00（土日祝日及び年末年始等のRJ 指定日を除く）
標準	月額	ライセンス（ＰＣ）	・パーソナルコンピューターでの利用時に必要となるライセンス	

標準	月額	ライセンス（ＳＶ）	・サーバーでの利用時に必要となるライセンス	

2. 本サービスのうち、標準サービスは、本サービスの提供期間を１ヶ月とします。
3. 本サービスのうち、第 1 項のオプションサービスについては、第 2 項に定める通常の費用以外に、別途費用が発生するサービスをいいます。

3. サービス仕様

《エントリープラン および スタンダードプラン共通》

提供メニュー	提供内容	
初期導入テナント作成	テナント作成	乙は、バックアップクラウド（Acronis）にテナントと操作アカウントを作成いたします。乙は、甲に対して、テナント操作アカウントのパスワード設定メールを申込日より４営業日以内に発行いたします。甲は、28日以内にユーザガイドに沿った手順でパスワード設定を実施するものといたします。 また、別途、サービス開始日や問合せ先を記載したサービス案内メールを送付いたします。
ストレージ使用料 （１００ＧＢ）	バックアップ領域提供	乙は、バックアップ領域を提供します。領域を提供するものであり、保存データの保証をするものではございません。
	問合せ対応（操作方法等）	契約時または CE 作業時にお渡しするユーザガイドに記載されている内容についてご回答いたします。 本サービス以外の問い合わせや障害対応に関する問い合わせについては問合せ対応に含まれず、乙は一切責任を負わないものとします。 応対は、乙の合理的判断に基づきなされるものとし、当該応対に基づく結果については、乙の故意または重過失の場合を除き、乙は何ら責任を負うものではありません。また乙は、全ての内容に回答し、甲に生じた問題を全て解決することを保証するものではありません。
５０ＧＢ追加 （２５０ＧＢ以下） ５０ＧＢ追加 （２５０ＧＢ以上）	バックアップ領域提供	乙は、バックアップ領域を提供します。領域を提供するものであり、保存データの保証をするものではございません。
エージェント インストール（ＰＣ）	本ソフトウェア インストール（PC）	乙は、甲が保有する対象デバイスに対して、本ネットワークを利用し、本サービス実施のために甲に代わり、導入手順書に基づき、必要な設定作業を行います。尚、甲は乙に対して、当該作業を行うにあたり、対象デバイスの利用を認めるものとします。また、甲は、乙より当該作業の実施を受けた場合は、乙の当該作業完了報告書に対する甲の署名・押印をもって当該作業は完了したものとします。 本ソフトウェアをインストールした甲の対象デバイスに対して、プログラムを配信します。但し、乙が当該配信を行ったにもかかわらずなお甲のプログラムの更新ができない場合、甲の責任にて、当該更新作業の実施が必要であることを予め甲は承諾するものとします。
エージェント インストール（ＳＶ）	本ソフトウェア インストール（SV）	
訪問基本	オンサイト作業時の訪問料金	乙は、エージェントインストール（PC/SV）を行うため、甲の拠点へ訪問します。

RICOH サイバーセキュリティパック クラウドバックアップサービス　約款

《エントリープランのみ》

提供メニュー	提供内容	
容量変更	バックアップ領域の変更	乙は、変更申込書を基にお客様のバックアップ領域の変更を行います。 また、別途、サービス開始日や問合せ先を記載したサービス案内メールを送付いたします。

《スタンダードプラン》

提供メニュー	提供内容	
容量・数量変更	バックアップ領域の変更 ライセンス（PC/SV）数の変更	乙は、変更申込書を基にお客様のバックアップ領域および（Acronis）の仕様を許可するためのライセンス数変更を行います。 また、別途、サービス開始日や問合せ先を記載したサービス案内メールを送付いたします。
ライセンス（ＰＣ）	パーソナルコンピューターでの利用時に必要となるライセンス提供	乙は、甲が保有するパーソナルコンピューターにおいて（Acronis）の使用を許可するためのライセンスを提供します。
ライセンス（ＳＶ）	サーバーでの利用時に必要となるライセンス提供	乙は、甲が保有するサーバーにおいて（Acronis）の使用を許可するためのライセンスを提供します。

別紙３ 個人情報の取り扱いに関する規約

以下WEBサイトにてご確認ください。

リコーホームページ＞個人情報保護について

https://jp.ricoh.com/privacy/index_2.html